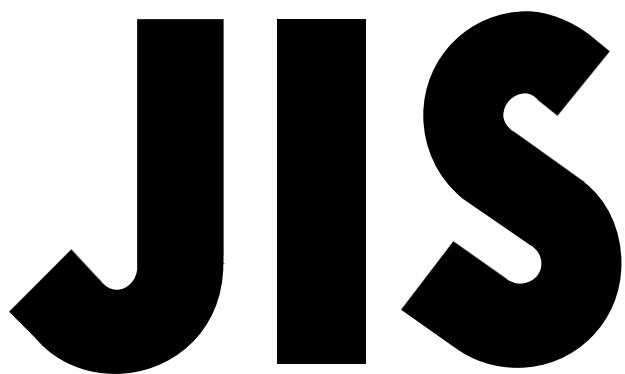




産業用リチウム二次電池の単電池 及び電池システム－第 1 部：性能要求事項

JIS C 8715-1 : 2018

(BAJ/JSA)

平成 30 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	中 西 英 夫	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 24.11.20 改正：平成 30.2.20

官 報 公 示：平成 30.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電池工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-0261)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 パラメータの測定許容差	3
5 表示	4
5.1 表示	4
5.2 単電池の呼び方	5
5.3 電池システムの呼び方	7
5.4 端子部の呼び方	9
6 性能試験	9
6.1 一般事項	9
6.2 試験を行う前の充電手順	9
6.3 放電性能	10
6.4 容量保持率及び容量回復率	11
6.5 内部抵抗	12
6.6 耐久性	13
7 形式試験条件	15
7.1 一般事項	15
7.2 試験項目及び試験順序	15
7.3 形式認定条件	16
附属書 A (参考) 電池システムの構成例	18
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	23
解 説	27

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電池工業会（BAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8715-1:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8715 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8715-1 第 1 部：性能要求事項

JIS C 8715-2 第 2 部：安全性要求事項

産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム— 第 1 部：性能要求事項

Secondary lithium cells and batteries for use in industrial applications— Part 1: Tests and requirements of performance

序文

この規格は、2014 年に第 1 版として発行された **IEC 62620** を基とし、関連する **JIS** との整合のため、技術的な内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、据置用途を含む産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム（以下、それぞれ単電池、電池システムという。）の性能及び表示要求事項について規定する。

なお、特定用途向けの電池の **JIS** 又は **IEC** 規格が存在する場合、その特定用途向けの規格がこの規格に優先する。例えば、路上走行車駆動用単電池については、**IEC 62660** の規格群などがある。

この規格は、産業用としての据置用途及び移動体用途のリチウム二次電池に適用する。主な用途の具体例を、次に示す。

- a) **据置用途** 電気通信関連、無停電電源（UPS）、電力平準化用蓄電、非常用電源、これらに類似した用途。
- b) **移動体用途** フォークリフト、ゴルフカート、無人搬送車（AGV）、鉄道、船舶など。ただし、路上走行車は除く。

注記 1 リチウム二次電池には、ポータブル機器用途のものもある。この用途のリチウム二次電池の性能は、**JIS C 8711** に規定している。

この規格は、多様な産業用用途の電池を網羅するため、一般的で最小限の要求事項を規定する。

この規格は、単電池及び電池システムに適用する。電池システムがより小さな単位に分割可能な場合、その小さな単位を電池システムの代表として試験することができる。製造業者は、実施した試験単位を明確にする。製造業者は、最終の電池システムに搭載される機能を試験単位に付与することができる。

産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システムの安全性要求事項は、**JIS C 8715-2** に規定している。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 62620:2014, Secondary cells and batteries containing alkaline or other non-acid electrolytes—
Secondary lithium cells and batteries for use in industrial applications (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。